

令和3年8月19日（木）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社女屋スポーツ工事（所在地 群馬
県前橋市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

総務部契約管理官

タグチ ユミコ

田口 由美子 （内線5880）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社女屋スポーツ工事	群馬県前橋市三俣町3-13-3

2. 指名停止措置期間

令和3年8月19日から令和4年1月18日まで（5ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者の代表取締役は、群馬県前橋市発注の公園遊具整備工事の入札に関し、前橋市職員（契約監理課長補佐）から事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月7日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に逮捕された。

別の公園遊具整備工事の入札に関しても、事前に予定価格の情報を入手し、その情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年4月27日、公契約関係競売入札妨害容疑で群馬県警に再逮捕され、令和3年5月17日、公契約関係競売入札妨害の罪で、前橋地方裁判所に起訴された。

さらに、予定価格漏えいの便宜を受けたい趣旨及びその謝礼として、前橋市職員にビール券を贈ったとして、令和3年5月17日、贈賄容疑で群馬県警に再逮捕された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表取締役が、公契約関係競売等入札妨害容疑で逮捕され、別工事の入札でも同容疑で再逮捕、起訴され、さらに贈賄容疑で再逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第10号>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

（参考）<指名停止等の措置要領第3第5項>

措置要領
（指名停止の期間の特例） 第5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。